

# 第3次土佐市子ども読書活動推進計画

(令和4年度～令和8年度)

本読もう ～君の未来の第一歩～



土佐市教育委員会

## はじめに

読書は子どもの成長過程において大切な要素の一つです。子どもたちは読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくことができます。

その重要性から、国は、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていくために、法律の制定や推進計画の策定を行い、都道府県や市町村でも同様の計画を策定し、読書活動の推進に努めてきました。

しかし、様々な情報メディアの普及や生活環境の変化により、子どもの文字・読書離れ、読解力の低下が懸念されています。

こうした中で、子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって身近な大人が子どもの読書活動に理解と関心を持ち、子どもひとりひとりに応じた読書活動ができる環境を整える必要があります。

土佐市では、平成23年度に策定した「土佐市子ども読書活動推進計画」及び平成29年度に策定した「第2次土佐市子ども読書活動推進計画」の計画期間終了にあたり、第2次計画の成果や課題を整理し、国や県の計画を踏まえながら、「第3次土佐市子ども読書活動推進計画」を策定し、引き続き子どもの読書活動を推進していきます。

令和4年4月  
土佐市教育委員会



土佐市マスコットキャラクター

「とさごん」

「お竜」

# 目 次

第1章 第3次計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	
(1) 国の動き	
(2) 高知県の動き	
(3) 土佐市の動き	
第2章 第2次計画の取り組みと課題	2
1. 第2次計画における取り組み	
(1) 乳幼児に対する取り組み	
(2) 小学生に対する取り組み	
(3) 中学生・高校生に対する取り組み	
(4) 特別な支援を必要とする子どもたちに対する取り組み	
(5) 子ども全般に対する取り組み	
2. 第2次計画における課題	
第3章 第3次計画の基本的な考え方	4
1. 基本方針	
2. 計画の期間	
3. 対象となる年齢	
4. 推進体制	
5. 財政上の措置	
第4章 第3次計画推進のための具体的な取り組み	5
1. 乳幼児に対する取り組み	
2. 小学生に対する取り組み	
3. 中学生・高校生に対する取り組み	
4. 特別な支援を必要とする子どもたちに対する取り組み	
5. 子ども全般に対する取り組み	
～参考資料～	
○土佐市子ども読書活動推進委員会設置要綱	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	

## 第1章 第3次計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 国の動き

平成13年度に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもの読書活動の整備に関する基本理念が定められました。この法律に基づき、平成14年度には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、施策の基本的方向性を明らかにしました。その後、平成19年度に第2次計画、平成25年度に第3次計画、平成30年度に第4次計画が策定されました。

#### (2) 高知県の動き

高知県においては、平成18年度に「高知県子ども読書活動推進計画」を策定し取組を進めてきました。その後、平成23年度に第2次計画、平成28年度に第3次計画が策定され、現在令和4年度から5年間の第4次計画を策定中です。

#### (3) 土佐市の動き

本市では、国や県の計画を踏まえ、平成23年度に「土佐市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書環境を整備するさまざまな取り組みを行いました。また、土佐市子ども読書活動推進委員会を設置し、本計画の推進について検討してきました。

その後、平成29年度に第2次計画を策定し、今回、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とする第3次計画を策定するものです。



## 第2章 第2次計画の取り組みと課題

### 1. 第2次計画における取り組み

第2次計画では、第1次計画からの基本方針を継続し、子どもたちが自主的に本に親しみ、継続した読書習慣を身につけることができる環境づくりの推進を目指し、家庭、保育園、幼稚園、学校、市民図書館、地域、行政などが連携して、次の3点を基本方針に定め、子どもの発達段階などに応じて取り組みを行いました。

- ① 読書の楽しさを知る機会の提供
- ② 子どもと本を結びつける人づくり
- ③ 施設や設備の整備、充実

#### (1) 乳幼児に対する取り組み

保育園や幼稚園、子育て支援センターでは、園内に配置する絵本等の充実、保育士・ボランティア・図書館職員による読み聞かせ等を積極的に行いました。また、園外活動として市民図書館を訪問し、自分で本を選ぶ体験もしました。保育園から家庭への絵本の貸出や園だより配布など、家庭への読み聞かせの呼びかけを行いました。

市民図書館では、市健康づくり課と連携した4ヶ月児健康診査時のブックスタート事業や、各年齢に応じたおすすめ本リストの配布など、乳幼児期から親子が一緒に本に親しむことの大切さを伝える事業を実施しました。また、令和2年2月から、ゆりかご(乳幼児のためのわらべうたと絵本教室)の開催場所が男女共同参画センターから市民図書館内に移行したことで、より本に身近にふれられるようになりました。

※「ブックスタート事業」とは、赤ちゃんをもつ保護者に対し、親子で絵本を楽しむことの大切さを伝える事業。

#### (2) 小学生に対する取り組み

授業前の一斉読書、ボランティアや図書館職員による読み聞かせやストーリーテリングの実施など、本と親しむ活動を行いました。学校図書館では、全校蔵書水準を達成したことにより、今後内容の充実を目指すこととし、市民図書館との連携による環境整備など、学校図書館機能の充実に努めました。また、令和2年度までは学校図書支援員を配置しました。

市民図書館では、年齢にあったおすすめ本リストの作成・配布や、読書や調べ学習に使用する資料の団体貸出、市民図書館見学の受入れなどを積極的に行いました。

※「ストーリーテリング」とは、語り手が昔話や物語を覚え、聞き手に語って聞かせること。

### (3) 中学生・高校生に対する取り組み

全校で朝の一斉読書に取り組みました。また、中学校には、令和2年度までは学校図書支援員を配置し、生徒が利用しやすい環境づくりに努めました。

市民図書館では、教科書の補完資料の提供等による調べ学習支援や、職場体験学習の実習生の積極的な受入れを行いました。また、複合文化施設つな一で内に令和2年2月に開館した市民図書館では、中・高校生に向けた本を集めたコーナー（ティーンズコーナー）の充実を図りました。

### (4) 特別な支援を必要とする子どもたちに対する取り組み

保育園・幼稚園では、支援が必要な子どもの発達状況に応じた絵本の読み聞かせなどを行いました。また、学校においては、令和2年度までは学校図書支援員を配置し、子どもが利用しやすい学校図書館づくりに努めました。

市民図書館では、布絵本や視聴覚資料、外国語絵本など多様な資料の収集・貸出をするとともに拡大読書器や拡大読書鏡の導入を行いました。また、障害者理解のための研修への参加、来館できない障害者への図書郵送の予算確保を行いました。

### (5) 子ども全般に対する取り組み

市民図書館では、幅広い年齢に応じた良質で多様な本の収集・提供に努めました。毎月のおはなし会やイベント開催、おすすめ本リストの配布など、読書や図書館に親しんでもらう事業も実施しました。複合文化施設つな一で内の市民図書館では、児童図書コーナーを拡充し、図書館訪問等を積極的に受け入れました。

また、読み聞かせやストーリーテリングの勉強会を毎月開催し、子どもの読書活動推進に関わるボランティアの養成に努めました。

## 2. 第2次計画における課題

保育園、幼稚園、学校、市民図書館、地域、行政は、子どもの読書活動の重要性を認識し、その推進のために読書環境の整備、啓発活動などに取り組んできました。

しかし、生活環境の変化等から子どもが読書をする機会は減少しており、子どもの学年が進むにつれてその傾向は強くなっています。さらに、令和2年から続くコロナ禍で、生活のあり方は大きな見直しを強いられています。また、図書資料費は令和元年度から令和3年度まで増額しましたが、施設設備の充実、人員の配置などは十分にできていないと言いがたい状況です。特に、令和3年より小・中学校の図書支援員の配置がなくなったことは、子どもの最も身近な読書環境に大きな影響を及ぼしました。子どもたちに読み聞かせやストーリーテリングを行うボランティアも不足しており、人員確保と技術向上も課題となっています。

これらの課題を少しでも解消するためにも、保育園、幼稚園、学校、地域、市民図書館などの関係機関がさらに連携し、子どもにとって身近な場所での環境を整え、積極的に届け続けることで、読書活動を支援していく必要があります。

## 第3章 第3次計画の基本的な考え方

### 1. 基本方針

第2次計画の基本方針を継続し、子どもが本に親しみ、継続した読書習慣を身につけることで未来の可能性を広げることができる環境づくりの推進を目指します。

- ① 読書の楽しさを知る機会の提供
- ② 子どもと本を結びつける人づくり
- ③ 施設や設備の整備、充実

### 2. 計画の期間

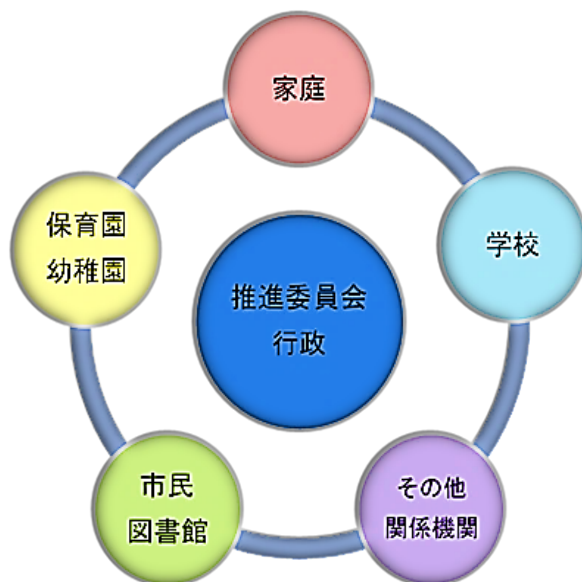
令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

### 3. 対象となる年齢

0歳から18歳までを対象とします。

### 4. 推進体制

土佐市子ども読書活動推進委員会において本計画の内容の検証を行います。また、委員会を核として、行政、教育現場、関係機関が連携し、本計画の施策を実行、推進していきます。



### 5. 財政上の措置

教育委員会は、この計画に掲げられた施策を実施するために、必要な財政措置を講ずるように努めます。

## 第4章 第3次計画推進のための具体的な取り組み

### 1. 乳幼児に対する取り組み

乳幼児期に親しい人たちから愛情に満ちた言葉をかけてもらうことで、子どもの情緒は安定し、豊かな感性が育まれます。子どもの読書活動の重要性を保護者に伝えるとともに、読み聞かせ等を通じて子どもがおはなしに触れることができる環境づくりに努めます。

取り組み	概要	担当
保育園・幼稚園の蔵書の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた本を充実させる</li> <li>・市民図書館の本の借り受けなどにより、さまざまな絵本に触れる機会を作る</li> <li>・新規図書購入とともに、利用され古くなった図書の買い替えを促進する</li> </ul>	保育園 幼稚園 市民図書館 子育て支援課
読み聞かせ・ストーリーテリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな人による読み聞かせやストーリーテリングの機会を増やす</li> </ul>	保育園 幼稚園 子育て支援センター ボランティア 市民図書館
家庭での読み聞かせの奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせの大切さを保護者に伝える</li> <li>・親子で読み聞かせをする機会を設ける</li> <li>・子どもの発達段階に応じたおすすめ絵本のリストを作成・配布する</li> </ul>	保育園 幼稚園 子育て支援センター 市民図書館
ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月児の健康診査時に、家庭でのふれあいの大切さ、子どもへの読み聞かせの大切さを伝える</li> <li>・読み聞かせのきっかけとなるよう、絵本をプレゼントする</li> </ul>	市民図書館 健康づくり課
ゆりかご（乳幼児のための絵本教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就園前の子どもと保護者を対象に、読み聞かせや手遊びを体験する機会を設ける</li> <li>・保護者に絵本を紹介するとともに、ふれあいの大切さ、読み聞かせの大切さを伝える</li> </ul>	市民図書館
図書館施設訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園外活動として市民図書館を訪問し、市民図書館利用の機会をつくる</li> </ul>	市民図書館 保育園 幼稚園



## 2. 小学生に対する取り組み

小学生になると自ら読書を楽しむことができるようになります。子どもたちが読書習慣を身につけることができるよう、子どもにとって身近な学校や図書館等の蔵書の充実や人材の確保、施設整備など子どもの読書環境の整備に努めます。

取り組み	概要	担当
学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業や読書に役立つ蔵書を増やすとともに、市民図書館等から本を借り受け、さまざまな本に出会う機会をつくる</li> <li>・充実した選書ができるように努める</li> <li>・学校図書支援員の配置に努める</li> <li>・学校と市民図書館が連携し、児童が利用しやすい学校図書館づくりをすすめる</li> </ul>	小学校 学校教育課 市民図書館
朝の一斉読書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝全校一斉に読書をする</li> </ul>	小学校
本を活用した授業 (調べ学習等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館や市民図書館の本を活用し、調べ学習等を行う</li> </ul>	小学校 市民図書館
読み聞かせ・ストーリーテリング・ブックトーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等による読み聞かせやストーリーテリングを実施し、物語への興味を促す</li> <li>・ブックトークにより様々な本を紹介し、本との出会いの機会をつくる</li> </ul>	小学校 ボランティア 市民図書館
家庭への読書活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に向けて、読み聞かせや読書についての啓発を行う</li> <li>・学年に応じたおすすめ図書のリストを作成・配布する</li> </ul>	小学校 市民図書館
おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校低学年までの子どもを対象にした「おはなし会」を定期的に行い、おはなしに触れる機会を作る</li> </ul>	市民図書館
図書館施設訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外活動として市民図書館を訪問し、市民図書館利用の機会をつくる</li> </ul>	市民図書館 小学校

※「ブックトーク」とは、テーマを決めて、それに沿った内容の本を聞き手に紹介すること。

### 3. 中学生・高校生に対する取り組み

いろいろな事柄への興味が強くなるとともに、読書をする機会や関心が少なくなる時期でもあります。子どもたちの多様な興味・関心に応えられる本と出会える環境づくりなど、よりよく生きる力をつけるための支援に努めます。

取り組み	概要	担当
学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業や読書に役立つ蔵書を増やすとともに、市民図書館等から本を借り受け、さまざまな本に出会う機会をつくる</li> <li>・充実した選書ができるように努める</li> <li>・学校図書支援員や学校司書の配置に努める</li> <li>・学校司書等と市民図書館が連携し、生徒が利用しやすい学校図書館づくりをすすめる</li> <li>・図書委員会の活発化を図る</li> </ul>	中学校 高等学校 学校教育課 市民図書館
朝の一斉読書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝全校一斉に読書をする</li> </ul>	中学校 高等学校
本を活用した授業 (調べ学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館や市民図書館の本を活用し、調べ学習等を行う</li> </ul>	中学校 高等学校 市民図書館
家庭への読書活動 の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭に向けて読書についての啓発を行う</li> </ul>	中学校 高等学校
職場体験学習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民図書館を知ってもらうために、生徒を積極的に受入れる</li> <li>・本の紹介や、学校・地域の協働活動等に市民図書館が積極的に参加し、身近な図書館を啓発する</li> </ul>	市民図書館 中学校 高等学校
市民図書館のティーンズコーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に読んでもらいたい幅広いジャンルの本を充実させる</li> <li>・生徒にとって居心地のよい空間を作る</li> </ul>	市民図書館

※「ティーンズ」とは、図書館で使われる分類で、児童書と一般書の間にあるものを指し、主に10代の中高生を対象とするもの

#### 4. 特別な支援を必要とする子どもたちに対する取り組み

読書は、障害のある子どもや母語が日本語ではない子どもにとっても同じく重要なものです。一人ひとりの状況に応じた本を収集・提供し、読書が楽しめるように努めます。

取り組み	概要	担当
学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広いジャンルの資料を充実させる（紙芝居・仕掛け絵本・大活字本・図鑑・外国語の本など）</li> <li>・読書を補助するための機器の整備に努める</li> <li>・バリアフリー化など、児童・生徒が利用しやすい学校図書館づくりに努める</li> <li>・特別支援専門機関と連携する</li> <li>・市民図書館のバリアフリー図書資料の学校等への貸出を行う</li> </ul>	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 市民図書館 子育て支援課
読み聞かせの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの児童に合った絵本の読み聞かせ等を行う</li> </ul>	保育園 幼稚園
市民図書館の資料充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状態に配慮した、良質で多種類の資料の収集・提供を行う（大活字本・布絵本・視聴覚資料等）</li> <li>・外国語の本や国際理解のために資料の収集・提供を行う</li> </ul>	市民図書館
本に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害への理解を深めるために、関連機関との情報交換や職員研修を行う</li> <li>・来館が困難な障害者に対して、無料郵送による図書貸出を行う</li> </ul>	市民図書館
市民図書館の設備整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大読書機など、読書を補助する機器の紹介を行う</li> <li>・利用者にとってわかりやすい館内表示（館内サインなど）・レイアウトに努める</li> <li>・特別支援専門機関の訪問を積極的に受け入れる</li> </ul>	市民図書館

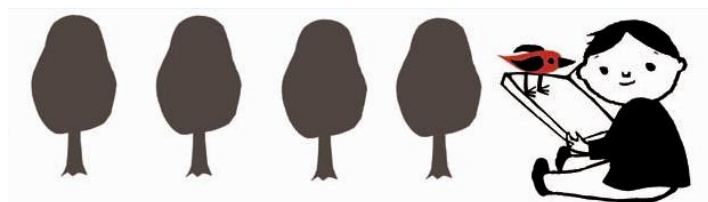


## 5. 子ども全般に対する取り組み

子どもたち全般に対して、読書活動が身近で、自主的に楽しめるものになるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

取り組み	概要	担当
各年代に合った図書資料の充実	・各年代に合った良質で多様な資料の収集・提供を行う	市民図書館
ボランティアの募集、育成	・子どもの読書活動に協力してくれるボランティアを募り、読み聞かせやストーリーテリングのボランティアを育成するために定期的に勉強会を開催する	市民図書館
市民図書館の施設整備	・子どもたちにとって居心地のよい身近な施設となるように整備する ・読書に興味をもてるような展示を工夫する ・学習や勉強に利用できる施設として開放する ・図書やインターネット等を活用し、情報収集の支援を行う	市民図書館
市民図書館職員の充実	・司書資格を有する職員をできるだけ多く配置して、図書館業務の充実を図る	市民図書館
家庭への啓発	・市民図書館の事業や利用方法などを積極的に広報する	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 子育て支援課 学校教育課 市民図書館
イベントの開催	・おはなし会や各種イベントなど、図書館に親んでもらえるようなイベントを可能な方法で開催する	市民図書館

# 参 考 资 料



## ○土佐市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定及び審議するため、土佐市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (3) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること。
- (4) 地域、学校等の連携・協力に関すること。
- (5) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA関係者、ボランティア関係者、保育所関係者、学校関係者、行政関係者
- (3) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、土佐市教育委員会生涯学習課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

# ○子どもの読書活動の推進に関する法律 号)

(平成十三年法律第百五十四

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



### 第3次土佐市子ども読書活動推進計画

発行日：令和4年4月

発行：土佐市教育委員会事務局 土佐市立市民図書館

〒781-1102 土佐市高岡町乙 3451-1

TEL：088-852-3333

FAX：088-852-3484

E-mail：tosho@city.tosa.lg.jp